

## 第5章 行動計画

第5章では、第4章で定めた基本施策に沿った県における取組を示しています。また、県全体の重点施策と圏域ごとの重点施策を示しています。

### 第1節 施策ごとの取組

#### 1 生物多様性の損失を止めるための取組

沖縄の生態系は、小さな島々に微妙なバランスで成り立つ島嶼生態系であり、人間活動の影響を受けやすい脆弱な特性があることから、生物多様性の損失を止める必要があります。

そのため、生態系を保全する区域の拡大を図るとともに、世界的に貴重な自然環境の世界自然遺産登録を目指します。また、沖縄の特徴的な希少野生生物の保全を図ります。

##### (1) 生態系を保全する区域の拡大と適正な管理

生物多様性の保全のためには、沖縄の生物学的特性を示す代表的な生態系や、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域を保全していくことが必要です。

そこで、これまでの保護区の仕組みの検証を踏まえ、自然公園や自然環境保全地域、保護区などの拡大を目指します。

また、自然への畏敬の念が凝縮されている祭祀などに関わる自然環境の保全に配慮するとともに、生態系を保全する区域についてより適正な管理を行うための仕組みを検討します。

取組の方向性	事業・取組
ア 生態系を保全する区域の拡大	・糸満市と八重瀬町南部の海域を新たに海域公園地区として指定するための検討を行う。
	・渡り鳥の休息地の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の拡大と新設を図る。
	・環境省と連携してやんばる地域の国立公園化をはじめ、希少な生態系地域を自然保全地域などとしての指定・拡大を検討する。
	・保護区の拡大にあたっては、関係する担当部署と連携して検討する場を設け、その場でこれまでの保護区の仕組みの検証を行う。
	・海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するため、海洋保護区域の拡充を検討する。

取組の方向性		事業・取組
ア	生態系を保全する区域の拡大 (続き)	・地域に応じた潮風害防備保安林や水源かん養及び保健休養などのための保安林の指定拡大を推進する。
		・保護すべき天然記念物に富む地域を対象とした天然保護区域の指定を促進する。
		・沖縄の祭祀と関わりのある天然記念物や文化財の適切な管理を行う。
イ	生態系を保全する区域の適正な管理	・地域住民の参加による保護区域の管理を促進する。
		・生態系に配慮した利用施設の整備を進める。

### 【これまでの取組】

- 自然公園は、国立公園が1つ、国定公園が2つ、県立自然公園が4つ指定されており、面積計は陸域 47,406ha、海域 104,013ha で、陸域は県土面積の 21.0%となります。
- 自然環境保全地域は国指定が1地域、県指定が11地域で、面積計は 1,078.79ha で、県土面積の 0.42%となります。
- 鳥獣保護区は国指定が7カ所、県指定が18カ所で、面積計は陸域 19,926ha、水面 5,116ha で、陸域は県土面積の 8.75%となります。
- 保安林指定面積は 30,501ha で、森林の 29.0%にあたります。そのうち水源かん養保安林は 23,089ha (75.7%)、潮害防備保安林は 3,645ha (12.0%)、災害防止のための土砂流出及び土砂崩壊防備保安林は 1,444ha (4.7%) になります。
- 自然公園等の施設整備として昭和 48 年度より自然公園利用施設と野生生物保護管理施設の整備を進めています。
- 天然保護区域は、国指定が3区域、県指定が2区域、市町村指定が8区域となっています。

## (2) 世界自然遺産への登録推進

世界的に貴重な沖縄の自然を保全し、うまんちゅの宝として次世代に引き継いでいくため、多様な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が生息・生育する場として重要な地域の、世界自然遺産への登録を目指します。

そのため、西表石垣国立公園の拡大ややんばる地域の国立公園化に向けた条件整備を進め、保護担保措置の拡充を図ります。また、外来種対策や希少種保護等の取組を進めます。これらの取組等により、世界自然遺産の候補地としてふさわしい地域資源の活用を進めます。

施策の方向性		事業・取組
ア	保護担保措置の拡充	・貴重な自然環境を有するやんばる地域や西表島などにおいて、環境省と連携し、国立公園化または自然環境保全地域として指定するなど保護担保措置を拡充する。
イ	外来種対策の推進	・やんばる地域の生態系保全のため、マングースの進入阻止、捕獲の強化を行う。
		・外来種の現状把握と防除に関する調査研究を行い、その成果を世界自然遺産登録に向けた諸活動に活用する。
ウ	地域住民と協力した取組の推進	・地域が主体となって行う外来種の防除や希少種保護の取組を支援する。

### 【これまでの取組】

- 外来種対策として、沖縄島北部地域におけるマングース防除対策を平成 12 年より実施し、年間 500～600 頭のマングースを捕獲してきました。その結果、マングースの生息密度は低下し、平成 23 年度の捕獲数は 222 頭となっています。
- 沖縄島北部地域へのマングース侵入防止対策として、平成 18 年度に北上防止柵を大宜味村塩屋～東村福地ダム（SF ライン）に設置し、さらに、平成 24 年度に既設の柵の南側に新たな北上防止柵を設置し、防除対策を強化しています。
- 世界自然遺産や琉球諸島の自然環境についてセミナーやフォーラムを平成 19 年から 7 回開催し、普及啓発を行っています。

### (3) 希少野生生物の保全

沖縄の希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、その多くが世界や日本の中でも、特定の島、地域にのみ生息・生育している大切な生命であり資源であることを意識し、保護を図っていく必要があります。

そのため、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータおきなわ—」（以下、「レッドデータおきなわ」という。）の改訂や「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」の制定により、最新の状況を踏まえた希少種や天然記念物の保護を推進します。また、外来種対策を推進するとともに、希少野生生物の生息・生育環境の重要性について県民や県外から訪れた方への啓発を図ります。

施策の方向性	事業・取組
ア レッドデータおきなわの改訂	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種回復状況調査を行い、その結果を踏まえて希少種の保護などに取り組むために、「レッドデータおきなわ」を改訂する。</li> </ul>
イ 希少種の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄の希少種を保護するため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定する。</li> <li>道路事業を行う場合、希少種などが道路を安全に横断できるように、小動物用の道路横断ボックスや片方に傾いた側溝、幅の広い側溝などの採用を推進する。</li> </ul>
ウ 外来種対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種対策については、関係機関と連携し、種及び地域の特性に応じた侵入阻止や捕獲駆除の対策を行います。特に、やんばる地域の生態系保全のため、マングースの侵入阻止、捕獲の強化を行う。</li> </ul>
エ 天然記念物の保護及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然記念物の最新の生息状況調査と、その結果をもとにした保護策を再検討する。</li> <li>国または県指定の文化財の巡視を定期的に行い、異常などがあった場合、早期に対応する。</li> <li>天然記念物や保護すべき希少種、植物群落及び地質鉱物などのうち、保全上の課題を有すると考えられる対象について、現地調査を行い、保護する上で必要な資料・情報を得る。</li> <li>県民や県外からの訪問者に天然記念物とそれらを育む自然環境の重要性を普及啓発する。</li> </ul>

### 【これまでの取組】

- 「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）」を平成 8 年に策定し、平成 17 年に動物版を、平成 18 年に植物版の改訂を行っています。レッドデータおきなわ改訂版には、動物 837 種、植物 846 種、菌類 100 種を掲載しています。
- 外来種対策として、沖縄島北部地域におけるマングース防除対策を平成 12 年より実施し、年間 500～600 頭のマングースを捕獲してきました。その結果、生息密度が低下し、平成 23 年度の捕獲数は 222 頭となっています。
- 沖縄島北部地域へのマングース侵入防止対策として、平成 18 年度に北上防止柵を大宜味村塩屋～東村福地ダム（SF ライン）に設置し、さらに、平成 24 年度に既設の柵の南側に新たな北上防止柵を設置し、防除対策を強化しています。  
また、希少種頭在来種の回復状況の把握に向けた希少種生息状況調査を平成 20 年度より継続して実施しており、ヤンバルクイナの生息域は回復傾向にあります。
- 平成 16 年にヤンバルクイナの生息実態調査を、17 年度にヤンバルクイナロードキル多発地点周辺環境状況等調査等の特殊鳥類生息環境調査を実施しています。
- 平成 20 年度に宮古に野生化したインドクジャクの生息状況及び植生調査を実施しています。
- ロードキル対策として、ヤンバルクイナ等の交通事故防止呼びかけ、事故防止看板の設置及び道路構造の改良を行っています。
- 沖縄島北部地域において捨て犬、捨て猫防止の呼びかけ及びチラシの配布を行っています。
- 平成 21 年度に沖縄における侵略的外来種の侵入状況調査を実施しています。その結果、分布が確認された外来種は 17 群 816 種で、そのうち侵略的外来種を 17 群 160 種抽出しています。
- 天然記念物には、国・県・市町村指定のものを合わせて、動物が 45 種類、植物が 136 種類指定されています。



提供：高原建一

ヤンバルクイナ

## 2 生物多様性を保全・維持し、回復するための取組

人口の増加や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄をとりまく社会経済環境は大きく変化しており、人間の活動や開発などが引き起こす負の影響要因による生物多様性の危機が続いているため、生物多様性を保全・維持し、回復する必要があります。

そのため、陸域・水辺環境の保全・再生や赤土等流出防止対策の推進、開発事業における環境配慮型工法の導入促進、環境影響評価制度の効果的な活用を図ります。

また、サンゴ礁や干潟などの保全・再生のための取組を進めます。

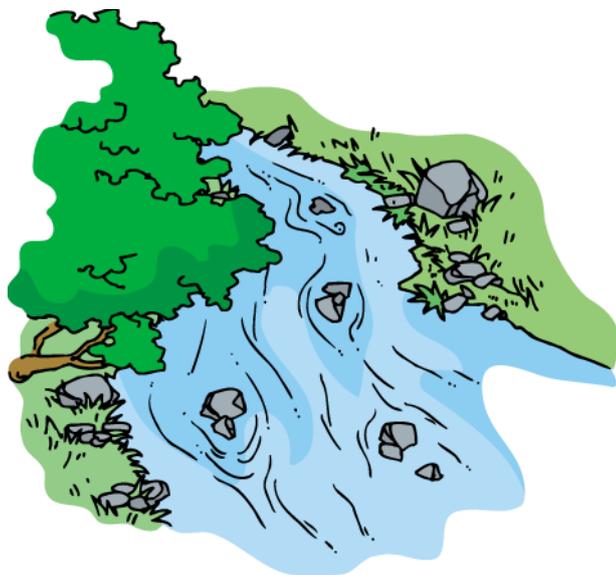
### (1) 陸域・水辺環境の保全・再生

沖縄には地域ごとに特有の自然環境があり、その地域の特性を踏まえて生物多様性を保全・維持し、回復を図っていく必要があります。

そのため、地域ごとの自然環境を保全する指針及び自然を再生する指針に基づき陸域・水辺環境の保全・再生を促すとともに、水質汚濁の防止や河川環境の保全・再生、緑地の保全・創出を推進します。

施策の方向性		事業・取組
ア	指針を活用した地域ごとの自然環境の保全	・地域の自然環境特性を踏まえ、保全の基本的な方向を示した「自然環境の保全に関する指針」に基づき、自然環境を適切に保全する。
		・自然環境の再生事業に資するため、環境情報を整理・解析した上で「自然環境再生指針(仮称)」を策定し、同指針に基づき、沖縄らしい自然環境の再生を図る。
イ	水質汚濁防止対策の推進	・河川・海域などの公共用水域の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条に基づき「水質測定計画」を策定し、監視測定を実施する。
		・保健所で水質検査計画を作成し、特定事業場を対象に水質検査を行う。
		・米軍施設区域に起因する環境汚染の防止・改善を図るため、水質汚濁の状況把握に努める。
		・下水を速やかに排除・処理することで、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質を保全することにより、多様な生物の生息・生育環境も保全する。
ウ	河川環境の保全・再生	・生活排水による水質汚濁が著しい河川などの生活排水対策を行い、生物の生息・生育環境を保全する。

施策の方向性	事業・取組
ウ 河川環境の保全・再生 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防施設により溪流が分断され、魚類・甲殻類などの遡上・降下が出来なくなるなど生息環境に影響を与えているため、既存の砂防施設の改善などにより、溪流の連続性を確保して自然環境の再生を推進する。</li> <li>・河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川環境を保全・創出するための河川整備や維持管理を行うことを定めた国の指針に基づき、県内各地で多自然川づくり<sup>注)</sup>を推進する。 注) 多自然川づくり: 河川全体の自然環境、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと</li> </ul>
エ 緑地の保護・保全・再生・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、街路事業の実施に際しては、「沖縄県道路緑化基本マニュアル」に基づき道路の緑化に積極的に取り組み、緑地の保全・創出を図っている。今後、緑化に用いる植物種については、島嶼個体群の遺伝的変異性に配慮しながら、潜在自然植生を踏まえて調査研究を行うことを検討する。</li> <li>・都市部における緑の量的な充実を図るとともに、多様な生物の生息・生育環境の保全にも配慮することにより質的にも充実を図る。そのために、花や緑にあふれ生物多様性が豊かな都市公園や緑地の計画的な整備を推進する。</li> <li>・中城湾港は、緑化を行い、海辺の自然が楽しめる場として整備する。</li> </ul>



### 【これまでの取組】

- 地域の自然環境特性に基づき保全の基本的な方向を示した「自然環境の保全に関する指針」を平成5年から12年にかけて策定しています。
- 河川・海域等の公共用水域の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条に基づいて「水質測定」を策定し、25河川（36水域、91地点）及び11海域（12水域、63地点）の監視測定を実施しています。
- 毎年、検査計画に沿って100件以上の事業所の排水を検査し、基準不適合の場合は改善指導を行っています。
- 米軍施設区域に起因する環境汚染の防止または改善を図るため、米軍基地排水等の監視、事故時の調査を実施しています。
  - 基地排水：7施設8地点（下水処理施設）
  - 施設・区域内公共用水域：6施設・区域13地点（河川・海域・地下水）
  - 基地周辺公共用水域：7施設・区域11地点（河川・海域・地下水）
  - 底質及び魚類：4施設・区間4地点（河川・海域）
- 平成23年度末における県全体の下水道人口普及率は67.1%となっています。
- 国場川の親水性に配慮した川づくりや、久茂地川河川環境整備等の河川整備事業を実施しています。
- 沖縄県修景緑化実施計画書に基づく緑化重点地域の6地区において、平成14年度～平成16年度に修景緑化整備を実施しています。
- 沖縄県道路緑化基本マニュアルにより、緑量のある道路緑化を推進しています。
- 沖縄県総合緑化基本計画に基づく公共施設周辺の広場や駐車場等における緑地、緑陰の確保を行っています。

## (2) 赤土等流出防止対策

河川及びサンゴ礁の生態系を回復するために、赤土等の流出抑制を推進する必要があります。

そのため、「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」を策定することにより、目標を示し、様々な主体と連携して赤土等の流出防止に取り組みます。また、対策評価のための流出モニタリング調査、対策手法の確立を図ります。

施策の方向性		事業・取組
ア	「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」の策定	・環境保全目標、流出削減目標量などを示した「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」を策定し、実施する。基本計画では、サンゴ礁生態系の健全度の観点から、底質中懸濁物質含量（SPSS）を赤土等堆積指標として監視海域毎に目標値を定めるとともに、モニタリング調査を毎年実施することで、陸域の赤土等流出防止対策の効果を検証し、必要に応じた計画及び施策の見直しを行う。
イ	地域住民による流出防止（流域協議会の設立・活動支援）	・流域協議会の設立・活動支援など流出防止に向けた地域住民、行政、一次産業関係者らの主体的な連携作りの支援及びその活動を助成するとともに、他地域との活動や情報の交流を促進する。
ウ	流出対策の強化・支援、既存対策施設の適切な維持管理	・グリーンベルト、畑面植生や勾配修正などの発生源対策と、承水路、畦畔工、沈砂池、浸透池などにより、赤土等の流出防止対策を実施する。さらに、既存及び新設の対策施設の適切な維持管理を図るために地域における取組を促進する。
		・沖縄県赤土等流出防止条例の規制対象事業の審査・現場指導、赤土等流出防止に関する普及啓発活動を実施する。
エ	流出防止技術の調査・研究	・「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」に基づき、対策評価のための海域モニタリング調査を行う。
		・閉鎖性海域において堆積している赤土等の対策手法を検討する。
オ	赤土等の流出防止対策の周知	・赤土等の流出防止に関する事例について広く発表の場を設け、対策技術の集積を行う。また、集積した流出防止対策を周知する。

### 【これまでの取組】

○平成6年度に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等流出防止対策に取り組んでいます。同条例施行により沖縄県全体における赤土流出量は条例施行前の約58%に減少したと推定されています。また、平成7年度から海域及び河口域で赤土等汚染海域定点観測調査を実施しており、「沖縄県赤土等流出防止条例」施行に伴い陸からの赤土等の流出が減少し、海域等の赤土等の堆積状況に改善がみられています。

平成23年度の条例に基づく届出・通知件数は1,010件、監視現場数は325箇所、指導件数は193件となっています。

○水質保全対策事業（耕土流出防止型）における農地の対策実施調査の結果、特に優先的に対策を講じる必要がある農地8,300haにおける対策実績は、71.7%（5,950ha）となっています。

○赤土等流出防止に対する意識の向上と技術の集積を図るため、年に1回、交流集会を開催しています。平成23年度は、103名が参加しています。また、県内施工業者等向けの講習会を開催しており、平成23年度は、宮古島市、久米島町、うるま市で開催し、計207名の参加がありました。

○平成21年度から23年度にかけて「赤土等に係る環境保全目標設定調査」において、陸域から流出削減の根拠となる赤土等堆積指標と生物指標からなる保全目標を検証し、類型を設定しています。これに基づき県内の76海域に現況類型と目標類型を設定するとともに、これらの海域に接する陸域からの赤土等流出削減目標量を設定しました。

○平成23年度に庁内関係部局で構成する沖縄県赤土等流出防止対策協議会のワーキングチーム会議を2回開催し、「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」素案の作成について協議しています。

## Column 19 沖縄版「森は海の恋人」活動

「森は海の恋人」という言葉は、宮城県の漁師、畠山重篤さんが始めた豊かな海を取り戻すために、森に木を植え、豊かな海を取り戻す活動のキャッチフレーズで、その活動は全国に広まっています。本コラムでは、沖縄版「森は海の恋人」活動を紹介したいと思います。

沖縄の海と言えば、多くの人が「美ら海」や「色とりどりのサンゴ礁」など美しい光景を思い浮かべるのではないのでしょうか。沖縄の海は沖縄らしい景観を彩る大切な資源です。海の問題は水産業だけではなく、観光産業を含めた沖縄県全体の問題として考える必要があります。

沖縄の海を汚す問題の一つとして、「赤土等の流出」があります。現在、新たな赤土等の流出防止対策として、様々な関係者の連携した取組が動き始めています。その内容は、畑からの赤土等流出防止のためグリーンベルト（植栽帯）を植栽する活動です。流出防止の手法としては今までも行われていますが、そこに新しい2つの仕組みが加わっています。1つ目は、今までのような直接的な利害関係者だけではなく、多くの人々が関わっているということ。2つ目は活動資金を確保するための仕組みがあるということです。

取組には漁協、農協、企業や行政などが広く連携し、植栽には、子どもたちや県外からの修学旅行生も参加して行われているため、環境への意識を高める機会にもなっています。様々な主体が関わり継続して取り組んでいく環境が整えば、多くの効果が期待できると考えます。

生物多様性の持つ意味を多くの人に理解してもらい、「環境を守まらなければ！」だけではなく、「環境を保全していけばいいことがいっぱいあるよ」といった気持ちも加えて、1人1人が身近な環境保全活動に参加していくことが、生きものとのゆいまーるをはじめの第一歩になるのではないのでしょうか。



### 【まめ知識】 沖縄県赤土等流出防止条例

赤土等の流出問題を防ぐために、沖縄県では全国的にもめずらしい「赤土等流出防止条例」という条例を策定し、開発等の事業に伴う赤土等の流出規制と防止が行われています。また、条例による規制や上記取組以外にも、各種事業者や団体、企業、農家等により様々な対策が行われています。



大度のサンゴ礁

### (3) 環境配慮型工法の推進

開発工事等による生物多様性への影響を最小限に押さえるため、ミティゲーション（回避、最小化、修正・修復、軽減、代償）を検討することにより、環境への影響を低減し、生物多様性を保全・維持する必要があります。

そのため、野生生物の生息環境などに配慮した工法の採用を推進するとともに、新たな環境配慮工法の調査研究を行います。

施策の方向性		事業・取組
ア	野生生物の生息環境に配慮した工法の採用	・河川改修にあたって、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを行う。
		・道路事業を行う場合、小動物などが道路を安全に横断できるように、小動物用の道路横断ボックスや片方に傾いた側溝、幅の広い側溝などの採用を推進する。
		・道路、街路事業の実施に際しては、地形や地質等の状況を勘案して、自然の改変量を抑制する工法を選定し、自然環境の保全を図る。
		・農業農村整備事業の実施に際しては、地区内外に生息している小動物の生態に配慮した排水路や魚道等の採用を推進する。
イ	環境に配慮した海岸保全施設の整備	・海岸保全施設の整備に際し、生態系や自然景観など周辺の自然環境に配慮した整備を促進する。
ウ	新たな環境配慮工法の調査研究	・生物の生息・生育環境の保全・維持、回復につながる新たな環境配慮工法の調査研究に取り組む。

#### 【これまでの取組】

- 小動物が安全に道路反対側へ往来できるよう道路下にボックスを設置したり、小動物が側溝に転落しても自力で這い出せる側溝を設置しています。
- 農村農業整備事業では、小動物の生態系に配慮したホタル水路（久米島）や、魚道（西表島）の設置を行っています。

#### (4) 環境影響評価制度の充実

生物多様性の保全を図るためには、開発事業などの前に、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが必要です。

そこで、開発事業などによる環境への影響を低減するため、沖縄の環境特性や社会状況の変化を踏まえた上で、「環境影響評価制度」の見直しを検討します。また、「環境影響評価制度」の対象とならない小規模開発においても環境への配慮が強化されるよう、指導などを行うための制度の検討を行います。その他、沖縄の環境特性を踏まえた上で、事業の計画段階から環境配慮を盛り込むことを促す戦略的環境影響評価制度の検討を行います。

	施策の方向性	事業・取組
ア	制度の見直し	・条例に基づく環境影響評価手続きに、事業の計画段階における環境配慮の検討(計画段階配慮書手続)、環境影響評価図書電子縦覧、方法書手続きにおける説明会の開催等の新たな手続きを導入する。
イ	小規模開発に対する環境保全対策の推進	・小規模開発に対する環境影響評価手続きの制度化を推進する。

##### 【これまでの取組】

- 本県における環境影響評価は、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価の実施について」と平成4年に告示した「沖縄県環境影響評価規程」に基づいて実施されてきましたが、その後は、平成9年に公布された「環境影響評価法」と平成12年に制定した「沖縄県環境影響評価条例」に基づいて実施されています。
- これまでに環境影響評価の手続きが行われた事業数は、平成23年度末現在で、閣議決定に基づく環境影響評価が7件、環境影響評価法に基づくものが10件、「沖縄県環境影響評価規程」に基づくものが21件、「沖縄県環境影響評価条例」に基づくものが24件、法又は条例の対象でないものの事業者が自主的に実施したものが5件、計67件となっています。
- 知事は、環境影響評価の手続において、地域住民等や関係市町村長の意見を勘案するとともに、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴いて、環境保全の見地から必要な意見を述べています。

## (5) サンゴ礁、干潟などの保全・再生

サンゴ礁や干潟などは、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、水質の浄化など様々な機能を有し、沖縄の「美ら海（ちゅらうみ）」の基盤となっていることから、サンゴ礁や干潟などの沿岸域を保全・再生する必要があります。

そのため、陸域と海域が一体となった総合的な沿岸管理計画を策定し、関係者が連携してサンゴ礁や干潟などの保全・再生に取り組みます。

また、国及び県立試験研究機関や大学等の研究機関と連携し、サンゴ礁再生やオニヒトデ大量発生メカニズムに関する研究を推進します。

施策の方向性	事業・取組
ア サンゴ礁の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「沖縄県総合沿岸域管理計画(仮称)」を作成し、サンゴ礁生態系保全・再生、生態系モニタリング、陸域からの汚濁負荷軽減、漂着ごみ対策などを行う。</li> <li>・面的な広がりのある大規模なサンゴの植え付け実証事業を実施するとともに、サンゴ礁保全・再生活動を行なっている団体に対し、活動に要する費用を助成する。</li> <li>・サンゴ礁の適正かつ効果的な保全と活用を推進するため、全県的なサンゴ礁資源調査を実施し、その成果の活用を図る。</li> <li>・既存の石西礁湖自然再生協議会などの枠組みの活用や関係機関と連携した取組を行う。</li> <li>・漁業者などが行うサンゴ礁などの機能の維持・回復に資する保全活動を支援する。</li> <li>・オニヒトデの大量発生の予察と大量発生メカニズムを解明する調査研究及び重要なサンゴ礁をオニヒトデ被害から守りきるための効果的・効率的な防除対策の検討を行う。</li> </ul>
イ 干潟など水辺環境の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干潟など水辺環境の多様な生態系の保護・保全を進めるとともに、自然体験型の親水空間としての利用を図る。</li> <li>・干潟の機能の回復のために、干潟に流入する水質の改善や周辺の自然環境の保全・再生を図る。</li> </ul>
ウ 再生に向けた技術の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の再生事業に資するため、環境情報を整理・解析し、「自然環境再生指針(仮称)」を策定する。</li> <li>・県水産海洋研究センターや沖縄科学技術大学院大学など関係機関と連携し、サンゴ礁苗の生産技術及びサンゴの遺伝子の解析などを実施する。</li> <li>・オニヒトデの大量発生メカニズム解明に向けた調査研究を推進する。</li> <li>・閉鎖性海域において堆積している赤土等の対策手法を検討する。</li> </ul>

### 【これまでの取組】

- 平成 17 年度には「沖縄のサンゴ礁ー沖縄の重要サンゴ礁海域ー」を作成し、最重要保全区域を設定しています。
- 平成 19 年度には「オニヒトデ対策ガイドライン」を作成し、定期的なモニタリングを行い、地元の合意により定めた保全区域を守るための駆除を推進しています。
- 平成 20 年度には「サンゴ移植マニュアル」を作成し、秩序あるサンゴの植え付け法を提言しています。
- 平成 21 年度から 23 年度の 3 年間でサンゴ資源調査を実施し、県全体のサンゴの被度調査を実施しています。その結果、沖縄島はサンゴ被度が 5%以下の地域が 5 割と被度が低く、一方、多良間、西表地域等は被度 25%以上の地域が 6 割以上を占めていることが解りました。
- 平成 22 年度より恩納・読谷海域を中心として、無性生殖のサンゴ植え付け事業を実施しています。また、有性生殖、中間育成によるサンゴ種苗生産のための調査研究を実施しています。
- オニヒトデ大量発生及び大量発生の兆候が見られる海域において継続的に駆除事業を実施しています。特に八重山海域は、平成 19 年からオニヒトデが大量発生しており、集中的に駆除を行っています。
- 各団体が行っているオニヒトデ駆除等のサンゴ保全活動を支援しています。平成 23 年度は 12 団体に支援を行っています。
- サンゴ礁漁場の機能・維持回復事業では、県内 6 市町村の活動組織がサンゴの種苗生産、移植や浮遊堆積物の除去、食害生物の駆除、保護区域の設定を実施しています。



オニヒトデの駆除作業

### 3 自然からの恵みを賢明に利用するための取組

沖縄の観光産業は、生物多様性が織りなす豊かな自然環境の上に成り立ち、農林水産業は、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立っています。また、沖縄ならではの生物資源を活用した産業の振興を図るためにも、自然からの恵みを賢明に利用する必要があります。

そのため、自然と共生する観光産業や自然と共生する農林水産業の推進を図ります。また、沖縄の生物資源の有効活用を図ります。

#### (1) 自然と共生する農林水産業の推進

生物多様性の持続可能な利用のためには、自然からの恵みに支えられている農林水産業の果たす役割が非常に大きいことから、自然と共生する農林水産業を推進する必要があります。

そのため、環境と調和する農業の推進と、持続可能な水産業の推進を図ります。また、亜熱帯の特性を活かした全島緑化を図ることで、森林・林業・緑化における生物多様性の保全に取り組みます。

	施策の方向性	事業・取組
ア	環境と調和する農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進を図り、自然環境への負荷を軽減するための方針を策定する。また、方針に基づき、実態調査、巡回指導を行う。</li> <li>・持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーの普及啓発及び支援を行う。沖縄県特別栽培農産物認証要綱に基づき、化学肥料及び化学合成農薬の県慣行栽培比5割以上低減の農産物の認証を行う。</li> <li>・環境と調和した農業を推進するため、ハシブトガラス、シロガシラ、イノシシ及びキジ、インドクジャクなどの外来種に対する鳥獣被害対策・防除等を、地域の行政、農業関係者、狩猟団体等とともに進める。</li> <li>・数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、当該鳥獣の保護管理のため「特定鳥獣保護管理計画」の策定及び実施について、県及び生息地を有する市町村は連携して行う。</li> <li>・環境と調和した農業を推進するため、総合的病害虫管理技術(IPM)の普及を図る。</li> <li>・農地からの土砂流出の賦存量を算出するシステムを援用し、農地からの流出量の試算を行うとともに、農地からの流出危険度情報のデータベース化を行う。また、これらを用いて農地ごとに最も適切な流出防止対策を選択できるプログラムを作成します。</li> </ul>

施策の方向性		事業・取組
イ	持続可能な水産業の推進	・漁業者が実施する、漁場の生産力の向上、地元の漁場環境の保全のために、オニヒトデの駆除、海浜や海底清掃、水質改善などの取組を促進する。
		・水産資源の持続的利用、沖縄沿岸域の総合的利活用に向けた管理体制を検討、実施する。
		・長期的な水質調査及び突発的に発生する漁場汚染の原因などの調査を行う。
ウ	森林・林業・緑化における生物多様性の保全	・森林を利用区分(ゾーニング)し、林産物の安定生産や県産材を利用した木工芸の推進など豊かな森林資源を生かし、森林における生物多様性を保全しつつ、持続可能な林業生産活動を行う。
		・防風林などの整備や松くい虫、デイゴヒメコバチなどの防除対策を行うことにより、森林における生物多様性の保全に配慮する。
		・亜熱帯の特性を生かした緑の美ら島の創生を目指して、県民一体となった緑化の推進に向け、「沖縄県全島緑化県民運動」を展開する。

#### 【これまでの取組】

- 平成 23 年 12 月末現在、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準適用農家の全戸が法管理基準に適合しています。
- 市町村、JA 及び畜産農家に対し、家畜排せつ物法の周知及び家畜排せつ物処理施設整備に関する事業説明会や講習会を開催しています。
- 県内のエコファーマー認定者数は、平成 23 年度末で 442 名となっています。
- 農業農村整備事業において自然環境保全や復元に配慮した計画を推進しています。
- 市町村と連携し、有害鳥獣の駆除を行っています。
- 県の緑化施策に関する総合基本計画である「沖縄県総合緑化基本計画」（平成 12～21 年）の次期計画である「緑の美ら島づくり行動計画」（平成 24～43 年）を平成 24 年 3 月に策定しています。
- 行政、団体、企業等で構成する「全島緑化県民運動推進会議」を推進母体として、「『一島一森（いちしまいちむい）』で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに、「全島緑化県民運動」を県民総ぐるみで展開しています。
- 水産資源と環境を一体化した管理体制を築くため、水産資源対象種の生物特性とそれを育む環境特性を把握する調査を開始しています。
- 水産業改良普及センター本部駐在において、羽地内海における赤土汚染調査を実施しています。
- 漁業公害調査指導事業による養殖漁場周辺の環境モニタリングを実施しています。

## (2) 自然と共生する観光産業の推進

沖縄の豊かな自然環境を活かした観光産業が持続的に発展していくためには、環境への負荷を低減し、自然資源の保全に責任を持って取り組む「自然と共生する観光」を推進する必要があります。

そのため、自然環境の保全に配慮した環境共生型観光地づくりやエコツーリズムを推進します。また、沖縄の自然に育まれた文化資源を活用した観光を推進します。

施策の方向性	事業・取組
ア 環境共生型観光地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境などの保全や伝統的な祭祀の継承にも配慮し、地域活性化に資するエコツーリズムを推進するため、メニューの検討を行う。</li> <li>・自然資源の過剰な利用による自然環境の劣化を防ぐため、「保全利用協定制度」を活用し、自然環境の持続可能な利用を図る。</li> <li>・自然環境を含めた地域資源の持続的な活用を図るグリーン・ツーリズムを推進する。</li> <li>・環境に配慮した環境共生型観光を推進し、沖縄観光の持続的発展を図るため、市町村等の行う観光資源の保全、環境教育及び保全活動等や環境に配慮した観光利便施設に対する支援を行う。</li> </ul>

### 【これまでの取組】

- 平成 24 年度より「沖縄振興特別措置法」に盛り込まれた「保全利用協定」の活用を図るため、環境保全型自然体験活動推進事業を行っています。
- 平成 21 年度に美ら海構築促進事業でダイビング事業者の、また、平成 22 年度にエコツーリズム推進事業でエコツアー業者の実態把握調査を行っています。
- グリーン・ツーリズム実践者の支援、人材育成等の実施しています。



### (3) 生物資源の有効活用

沖縄は亜熱帯海洋性気候であり、種の多様性が高く、多様な生物資源があることから、これらの生物資源の有効活用を図る必要があります。

そこで、沖縄の生物資源の有効活用を図るため、これまで積み重ねてきた叡智を研究に応用し、新しい技術の研究・開発を進め、バイオ産業の振興を図ります。また、産学官の共同で技術開発などを行い、県内企業などによる研究・商品開発を促進するとともに、亜熱帯資源の有効化を図るため、ゲノム情報バンクを構築します。

施策の方向性		事業・取組
ア	生物資源のバイオ産業への利用促進	・沖縄の生物資源を活用した技術の研究・開発を進め、バイオ産業の振興を図り、沖縄の生物多様性の保全・再生につなげる。
		・沖縄の生物資源を活用して、商品化の進んでいない機能性物質に関する大量精製技術開発などを産学官共同で実施し、県内企業などの研究・商品開発の促進を図る。
イ	亜熱帯資源の有効化の促進	・沖縄の農作物のゲノム解読を行い、ゲノム情報バンクを構築するとともにゲノム情報を活用して、激変する社会やニーズに即応できる新しい育種システム(DNAマーカー育種)を開発し、沖縄の農業の競争力強化を目指す。また、未利用資源についてもゲノム解読を行い、有効化(遺伝資源の整理・発掘)を行う。

#### 【これまでの取組】

○バイオ産業の振興のため、健康食品産業の振興やバイオベンチャー企業の育成に努めています。

○沖縄の薬用植物資源について、その生物情報や化学情報、薬理情報を体系的に調査、整理し、「沖縄薬草データベース」を作成しました。本データベースには、約200種余りの薬草について情報が登録されており、平成15年3月よりインターネット上で公開しています。

#### 4 生物多様性に対する認識の向上を図るための取組

生物多様性を保全し、自然環境共生型社会を実現していくには、より多くの人々が生物多様性に関する正しい知識をもち、理解することが重要であるため、生物多様性に関する認識の向上と普及啓発を行う必要があります。

そこで、県民の生物多様性に対する認識の向上を図るため、情報発信拠点の強化と拡充を図るとともに、市町村での生物多様性地域戦略の策定を促進します。

また、県民の更なる生物多様性への理解促進に向け、特に将来を担う子どもたちに生物多様性の重要性を認識してもらうため、学校等における環境教育の拡充や生物多様性保全に関する普及啓発などを行います。

##### (1) 情報収集・発信と拠点の強化

より多くの人に沖縄の生物多様性の重要性について理解してもらい、認識の向上を図るためには、これまでに蓄積されている沖縄の生物多様性や伝統的な文化に係わる生物資源等に関する基礎情報を収集・整理し、発信する必要があります。

そのため、「沖縄県立博物館・美術館」を拠点として県内各地域にある博物館などと連携し、基礎情報の収集・発信を強化するとともに、「沖縄県地域環境センター」などの既存施設を活用した普及啓発活動の拡充を図るなど、情報発信の機会を増やし、県民への情報発信の拡充を図ります。

また、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するネットワーク機能の拠点となる「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」の設置を進めます。

こうした取組の成果を積み重ね、将来的にはさらなる情報収集・発信の拠点となる「沖縄自然史博物館（仮称）」の設立を検討します。

施策の方向性		事業・取組
ア	生物多様性に関する基礎情報の収集・整理	・「沖縄県立博物館・美術館」を拠点とし、県内各地域にある図書館などと連携して生物多様性に関する情報の収集・整理、発信を行う。
		・沖縄の生物多様性に関して基礎情報を収集・整理する。
		・沖縄の中でこれまで蓄積された、生物多様性に関するデータを可視化し、ゾーニングを行い、保護区域の拡大を検討する際の基礎資料とするとともに生物多様性マップの作成を検討する。
イ	生物多様性に関する調査研究	・沖縄特有の自然環境を保全し、次世代に継承していくため、「沖縄県立博物館・美術館」を拠点として県内各地域にある博物館や自然体験施設などと連携して情報の収集・整理、発信を行う。
		・生物多様性の現状を的確に把握するため、希少種回復状況調査やサンゴ礁資源調査、外来種の現状把握と防除に関する調査研究などを推進する。

施策の方向性		事業・取組
ウ	沖縄県地域環境センターなどの既存施設を活用した意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各博物館や沖縄県地域環境センター<sup>注)</sup>、郷土資料館と連携し、環境情報、教材の収集・整理及び提供を行うとともに、環境セミナーや出前講座などによる生物多様性に関する普及啓発を行う。</li> <li>注) 沖縄県地域環境センター: 沖縄県における環境保全活動の拠点として、地域における環境保全活動を支援することを目的として設置され、環境情報の発信に努めています。</li> <li>「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」と連携した地球温暖化に関する普及啓発などを実施する。</li> </ul>
エ	「沖縄県生物多様性プラザ(仮称)」の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の社会への浸透を目指して、沖縄における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するネットワーク機能を有した「沖縄県生物多様性プラザ(仮称)」を設置する。</li> </ul>

### 【これまでの取組】

- 平成 22 年度に生物多様性及び地域戦略に関する理解を深めることを目的とした講演会を3回開催し、平成 24 年度には、県民に生物多様性の重要性を知ってもらうためのシンポジウムを開催しました。
- 環境問題に関する情報・資料等を整備した「沖縄県地域環境センター」を設置し、地域の環境情報の収集、提供及び啓発パンフレットの作成などを行い、地域における環境保全活動を支援しています。
- 「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、ESCO 事業やエコドライブの推進、バイオエタノールの使用等に関する調査検討などの施策に取り組むとともに、地球温暖化対策の実施に向けた普及啓発を行っています。

## Column 20 沖縄県こども環境会議

沖縄初のラムサール条約湿地の漫湖（那覇市）には、漫湖水鳥湿地センターがあり、自然と親しむ活動の拠点として活用されており、県内の湿地や干潟で活動する子ども達が集う「沖縄県こども環境会議」の開催も重要な活動の一つです。

2010 年から開催されているこの会議は、年々参加者も増え、久米島、慶良間諸島、名蔵アンパル（石垣市）の各ラムサール登録湿地や、浦添市港川（カーミジ）、伊良部、喜如嘉などの湿地・干潟で積極的に活動している児童生徒の交流の場となっています。

参加者は小学校低学年から高校生までと幅広く、2日間の会議を通して「環境宣言」を作っていくことをゴールにしています。

湿地の活動と言っても海、干潟、清掃活動、野鳥観察からサシバ保護まで内容も多岐にわたるのですが、多様な活動を互いに理解し、児童生徒が自分達にできること、社会に訴えたいこととしてたった一つの大会宣言を作り上げる過程は、会議をコーディネートする大人達も目を見張るような成長を感じさせるものです。

渡り鳥や干潟の生き物にとって重要な湿地ですが、こども達が自然を見つめ、生物多様性を理解する場所としても、いつまでも残していきたいものです。



こども環境会議のようす

## (2) 市町村の地域戦略策定の促進

沖縄は地域ごとに特徴的な自然環境を有しているため、生物多様性の保全に取り組む上で、地域の住民が生物多様性の重要性を認識し、地域ごとに取り組んでいく必要があります。

そのため、市町村における生物多様性地域戦略又は同等の計画の策定を促すとともに、自治体関係者に向けた説明会の開催や、ワークショップなどの開催を支援します。

	施策の方向性	事業・取組
ア	市町村の関係者向けの説明会の開催	・市町村が地域戦略又は同等の計画策定を行う際に参考となる情報を提供するため、セミナーやフォーラムを開催する。
イ	市町村が策定する地域戦略又は同等の計画策定に対する支援	・市町村が地域戦略又は同等の計画策定を行う際に、相談することができる説明窓口を県庁内に設けるとともに、ワークショップなどの開催を支援する。

### 【これまでの取組】

○本戦略の策定にあたり、沖縄島北部、沖縄島中南部、宮古島、石垣島、西表島及び南大東島での計8地域（平成23年度：6地域、平成24年度：2地域）において、地域の自然環境を考えるワークショップを開催しました。



### (3) 生物多様性への理解促進

沖縄の生物多様性の重要性をより多くの人に認識してもらうため、継続的な取組を行うことにより、県内外の人に理解促進を図る必要があります。

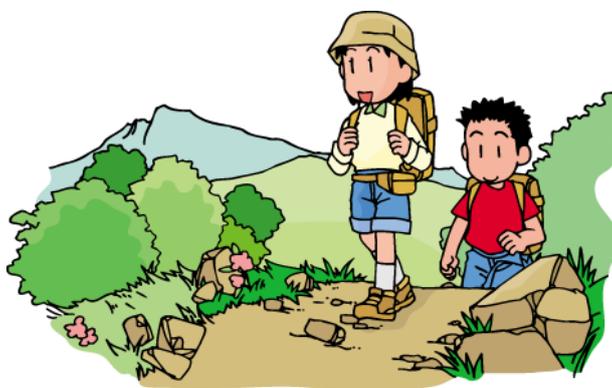
そのため、学校における環境教育や県民などを対象とした講演会などを開催し、生物多様性に関する関心を高め理解を深めるとともに、沖縄を訪れる観光客に対しても積極的に情報発信を行います。

また、地球温暖化防止対策は生物多様性の保全の観点からも重要であることから、地球温暖化防止対策についての理解の促進も合わせて図ります。

	施策の方向性	事業・取組
ア	学校における環境教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義、講演、実践事例発表、野外実習、実技研修などを通して、環境教育に関する関心と理解を深め、学校において、生物多様性の保全につなげるなど実践的な指導力の向上を図る。</li> <li>・「沖縄県教育委員会研究指定校実施要綱」に基づき、環境教育研究推進校を指定する際に、生物多様性の保全を研究テーマとすることを検討する。</li> </ul>
イ	生物多様性保全に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に「生物多様性」という言葉を知ってもらう普及啓発を行うとともに、子ども向けの学習用資料を作成配布する。また、県立博物館・美術館において生物多様性に関する特別展を開催し、生物多様性について理解してもらうとともに、自然体験学習などのプログラムへの参加を促す。</li> <li>・県民に対して動物愛護思想の普及啓発を行う。</li> <li>・毎年7月を「海岸愛護月間」として、海岸愛護思想の普及啓発、及び防災意識の向上を図る際に、海岸の生物多様性についても同時に啓発することを検討する。</li> <li>・生活環境・自然環境の保全を図るため、不法投棄等の未然防止のための啓発活動を行う。</li> <li>・自然に対する理解を深め、自然環境の適正利用を促進するとともに、自然を大切にすることを育むため自然観察会を開催する。</li> <li>・県民や県外からの訪問者に沖縄の生物多様性の重要性を普及啓発する。また、地域資源の利用ルールを観光客にも周知する。</li> <li>・「おきなわアジェンダ 21」県民会議が継続して実施してきた環境フェアなどの事業と連携しながら、普及啓発を行う。</li> </ul>
ウ	地球温暖化防止対策の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化が進み、生物の生息・生育環境が失われるなど、地球温暖化が生物多様性を脅かしている事例などを県民に分かりやすく紹介し、地球温暖化防止対策の必要性の理解を促進し、取組につなげる。</li> </ul>

## 【これまでの取組】

- 県立総合教育センターの「夏期短期研修講座」の一環として小・中・高・特別支援学校の教員を対象とした環境学習指導講座を実施しています。平成23年度は、21名の教員が受講しています。
- 平成2年度から「環境教育モデル校」として、これまで70校（小中学校11校、小学校20校、中学校10校、高等学校19校、特別支援学校10校）を指定しています。
- 県教委委員会は、平成5年から環境教育研究推進校の指定を行っており、平成24年度までに12校を指定しています。平成24年度は久米島高等学校を研究指定校とし、「足下を見つめた環境教育への取組」をテーマとして取り組んでいます。
- 学校現場において、出前講座等により環境活動の支援を行っています。
- 動物愛護の集いを毎年開催し、犬猫の適正飼養の普及啓発を行っています。
- 毎年5月30日（ごみゼロの日）に、関係機関で構成する沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を中心に、県内全域で不法投棄防止パトロールを実施し、県民に対し不法投棄撲滅を呼びかけています。
- 小・中学生などの児童生徒を対象に、生き物調査や町のエコチェック、リサイクル活動などの環境活動を行う「こどもエコクラブ」を実施しています。
- 水生生物による水質調査、野鳥観察会、海の生きもの観察会や星空観察会などの自然観察会を実施しています。
- 県内の各湿地の連携強化と環境保全活動を行っている子ども達の交流を目的とした「沖縄県こども環境会議」を平成22年より毎年実施しています。
- 毎年、環境と経済との関わりについて県民への意識浸透を推進するため、環境フェアなどを開催し、啓発を行っています。
- 平成23年に「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。当該計画では、平成32年度における県内の温室効果ガス削減目標（中期目標）を掲げるとともに、目標達成に向けた各分野における実施すべき取組を示しています。また、これら取組を着実に実施するため、おきなわアジェンダ21 県民会議等と連携した普及啓発事業を実施しています。



## Column 21 みんなのともだちヤンバルクイナ

—安田小学校のヤンバルクイナ保全活動—

ヤンバルクイナ発見から30年目に当たる2011年は、国頭村での「クイナ祭」や、翌2012年の同村安田での「クイナの郷宣言」などのイベントが開催されました。現在、個体数回復の兆しが見えるヤンバルクイナですが、かつては生息状況が年々悪化し絶滅の瀬戸際に瀕していたのを皆さんは覚えているでしょうか？

1993年頃、ヤンバルクイナの分布域が狭まっていることが報告され、その原因と推測されたマングースやノネコ、交通事故などが問題視されました。2000年にはマングース駆除が始まりましたが、個体数の減少は歯止めがかからず、2006年にはヤンバルクイナ発見当初の推定個体数の4割（700羽）まで激減する危機的な状況となりました。

この頃、NPO法人「どうぶつたちの病院沖縄」と獣医師会、そして安田小学校のこども達がヤンバルクイナを救う活動を開始しました。

「どうぶつたちの病院沖縄」は交通事故にあったヤンバルクイナの治療に当たり、獣医師会は国頭3村の飼いネコの避妊手術などを行いました。安田地区が無償で提供した学校跡地には、ヤンバルクイナ救命救急センターが2005年に開所しました。そして、翌年にはヤンバルクイナ保全の国際会議がなんと安田地区で開かれたのです。

このような地域の頑張りを目の当たりにして、安田小学校のこども達は、ヤンバルクイナの生息調査、ヤンバルクイナの餌となるミミズの飼育やバッタ採取、交通事故防止の立て看板作成などの活動を行いました。その活動は全国的に高い評価を受け、2007年全国野生生物保護実績発表大会において環境大臣賞受賞の栄誉に輝きました。

この活動は現在も脈々と続けられており、関係者の熱意、地域の協力がこども達の活動を支えています。



安田小学校に描かれたこども達の絵

## 5 生物多様性の保全に関する取組に県民参加を促すための取組

生物多様性を保全するためには、様々の主体が共通認識のもと、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく必要があります。

そのため、様々な主体による活動の拡大を図り、優良事例の共有を図るとともに、県民参加を促す仕組みづくりを行います。

### (1) 様々な主体による活動の拡大

生物多様性の保全に係る活動に多くの県民の参加を促すためには、様々な主体による活動を拡大する必要があります。

そのため、市町村や地域コミュニティ単位で行われている生物多様性の保全に関わる活動や、企業、生産者、団体などによる生物多様性の保全活動への支援、活動事例の公表により、様々な主体による活動の拡大を図ります。

施策の方向性		事業・取組
ア	企業、生産者、団体などによる活動の促進・支援	・河川愛護精神の高揚、生物の生息・生育環境の保全に関する取組への参加促進を目的として、地域住民などによる河川愛護活動に対して、活動費用の助成を行う。
		・観光関連事業者が行う、環境や観光産業への波及効果が高い総合的・複合的な環境対策に対して、必要な費用を補助する。
		・県内大学、企業や団体等が継続して実施している児童・生徒による自然観察や自然環境保全活動と連携した普及啓発を実施する。
		・サンゴ礁保全・再生活動を行う団体の支援を行う。
		・農地における赤土等の流出を防止するため、既存及び新設の施設の適切な維持管理を図る地域における取組を促進する。
		・漁業者が実施する、漁場の生産力の向上、地元の漁場環境の保全のために、オニヒトデの駆除、海浜や海底清掃、水質改善などの取組を促進する。
イ	生物多様性の保全活動への県民参加の促進	・「沖縄県生物多様性プラザ(仮称)」を拠点として、各種団体の活動状況やイベント開催情報などを発信し、県民の生物多様性の保全活動への参加を促す。
ウ	環境保全のための財源確保	・自然環境保全に必要な財源を確保するため、新たな税の導入を検討する。

#### 【これまでの取組】

- 平成 21 年度から 24 年度にかけて、地域グリーンニューディール基金を活用した漂着物対策事業を実施しており、重点対策区域 91 区域を指定しています。平成 23 年度には 66 重点対策区域において約 8,300m<sup>3</sup>を回収しています。
- 河川環境の美化及び地域の連帯を目的として、県内の二級河川の除草・清掃を行う団体へ助成金を交付しています。平成 23 年度は 65 団体に助成金を交付しています。
- 起業者向けに環境産業に関わる県内外の先進事例や取組状況に関する協議会やシンポジウムを開催し、環境産業の創出や事業者の育成につながる普及活動が進められています。
- 各団体が行っているオニヒトデ駆除等のサンゴ保全活動を支援しています。平成 23 年度は 12 団体に支援を行っています。
- 漁場の生産力の向上のため、オニヒトデ駆除、海浜海底清掃、有用微生物を利用した水質の維持・改善に向けた取組を支援する漁業再生支援事業を実施しています。

## (2) 優良活動事例の共有

沖縄の生物多様性の保全に向け、様々な主体が共通の認識のもとでより良い活動に取り組むために優良活動事例を共有する必要があります。

そのため、生物多様性に関する取組の優良活動事例を県のホームページなどを活用して広く紹介することで、情報の共有を図り、取組の拡大や県民参加を促します。また、庁内においても、優良事例の共有を図ります。

施策の方向性		事業・取組
ア	市民団体や事業者における優良活動事例の共有	・生物多様性の保全に向けた取組を進めるために、市民団体や事業者における優良(活動)事例を収集し、県のホームページなどで公表する。また、活動への参加を呼びかけるページの作成も検討する。
イ	学校における優良活動事例の共有	・環境教育研究推進校を指定し、持続可能な社会の実現に向けて取り組む人材の育成を推進する。自然環境に関する研究や生物多様性など、環境教育に関する研究の成果について、成果発表会の実施や研究成果の要旨を発刊することで、各学校へ取組事例を周知する。
ウ	庁内での優良活動事例の共有	・庁内各部署での生物多様性の保全に関する取組の優良事例を共有します。

### 【これまでの取組】

- 野生生物保護功労者表彰を昭和51年から平成24年までに県内の個人、学校等が51（個人33,学校12,その他6）受賞しています。
- また、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を平成11年度から23年度までに県内の個人、団体等が9（個人5,団体4）受賞しています。
- （再掲）平成4年度から「環境教育研究推進校」として、これまで17校（小学校3校、中学校4校、高等学校10校）を指定しています。
- 毎年、赤土等の流出防止に対する県民意識の向上と技術の集積を図ることを目的に、「赤土等流出防止交流集会」を開催し、赤土等の流出防止に関する事例発表及び意見交換を行っています。

## Column 22 喜如嘉タープク ―喜如嘉小学校の取組―

沖縄島北部に位置する大宜味村喜如嘉は、背後にやんばるの森があり、前面に水田が広がる自然豊かな場所です。水田ではアヤメの仲間のオクラレルカの栽培が行われており、3月下旬から4月下旬の花が咲く季節になると多くの人が水田（タープク）を訪れます。

また、喜如嘉の水田は、秋から春の渡りの季節に、多くの野鳥が訪れることでも知られており、喜如嘉小学校の子ども達が続けてきた25年間の調査によると、なんと28科79種の野鳥が記録されています。長年の観察により、子ども達はタープクの豊かな水辺、そして農業の営みが多くの生き物を育み、農地生態系の食物連鎖をつくっていることを発見しています。

詳細なデータに基づく野鳥のモニタリングやその分析結果を踏まえた野鳥の保全策を農家と連携して実践するなど、喜如嘉小学校の長年の調査研究と保全活動は全国的にも高い評価を受け、2012年全国野生生物保護実績発表大会において環境大臣賞に輝きました。



耕耘機のそばで、エサを探しているサギの仲間



大宜味小学校の子ども達が発表したタープクの生物のつながり

資料提供：大宜味村立喜如嘉小学校

### (3) 県民参加を促す仕組みづくり

沖縄の生物多様性の保全活動を継続的に取り組んでいくためには、県民参加を促す仕組みづくりを進めていく必要があります。

そこで、各保全活動の取組に県民参加を促すため、イベントなどの定期的開催に努めます。また、保全活動を担う人材を育成するとともに、その活躍の場の拡大を図ります。

さらに、地域の生物多様性を保全する仕組みを検討するとともに、生物多様性に関するネットワーク機能の拠点となる「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」の設置を進めます。

	施策の方向性	事業・取組
ア	県民参加型のイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が参加できる、「沖縄生物多様性ウィーク（仮称）」を設定するなど、生物多様性の保全の取組に県民が参加するイベントや、県民・研究者・行政が連携した県民参加型の生物多様性現状把握調査の実施を検討する。</li> <li>・生物多様性について多くの人に知ってもらうため、楽しく参加・体験できるイベントとして「生物多様性まつり」を開催する。</li> <li>・各種団体、企業、個人、行政などで構成する「沖縄クリーンコーストネットワーク」が推進母体となり、県内全域で海岸清掃を継続する。</li> </ul>
イ	生物多様性の保全活動を担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立総合教育センターと連携して、生物多様性などに関する環境学習指導講座を開催し、人材育成に努める。</li> <li>・環境学習指導講座を受講した県民が「沖縄県の生物多様性保全サポーター（仮称）」として登録、活躍できる場を提供し、人材の育成を図る。</li> </ul>
ウ	県民・事業者・行政が連携した生物多様性保全の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民・事業者・行政が連携して、地域の生物多様性を保全する仕組みを検討する。</li> <li>・生物多様性の社会への浸透を目指して、沖縄における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するネットワーク機能を有した「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」を設置する。</li> </ul>

### 【これまでの取組】

- 小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、夏季休業中に環境学習指導講座を実施し、その研修成果を各学校で活かしています。
- 県、市町村及び民間団体が構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議(会長＝知事)」が主体となって、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいます。
- 平成14年度に各種団体、企業、行政などで構成する「沖縄クリーンコーストネットワーク」を発足し、海岸清掃等の取組を行っています。平成23年度は、県内66箇所の海岸で清掃活動を実施し、参加人数は延べ1万人を超えています。

### Column 23 キバナノヒメユリ保全活動

キバナノヒメユリは沖縄県に自生するユリ属の一種で、沖縄県レッドデータブックや環境省レッドリストでは最も絶滅が危惧される「絶滅危惧IA類」にランクされています。自生地は県内に数か所知られているのみで、幾つかの自生地は消失してしまいました。

しかし、2008年に那覇市内の公園でキバナノヒメユリの生育が確認されました。市街地での確認は非常に珍しく、貴重なものです。

生育の確認を受け、那覇市や地元の公民館などにより観察会や啓蒙活動などが行われ、地域住民が主体となった保全活動を展開しています。

近年では、国営海洋博公園や沖縄県立南部農林高校の生徒により詳細な調査や増殖が試みられており、キバナノヒメユリの保全がより一層進むことが期待されます。



キバナノヒメユリ



## 第2節 重点施策及び取組

### 1 県全域の重点施策

重点施策 1-1	世界自然遺産への登録推進
取組	<p>世界的にも貴重な沖縄の自然を保全し、うまんちゅの宝として次世代に引き継いでいくため、多様な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が生息・生育する場として重要な地域の世界自然遺産への登録を目指します。</p> <p>そのため、西表石垣国立公園の拡大ややんばる地域の国立公園化に向けた条件整備を進めます。</p> <p>また、希少種保護等の取組を進めるとともに、世界自然遺産の候補地としてふさわしい地域資源の活用を進めます。</p>
担当課	自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	1- (2) -ア 保護担保措置の拡充 1- (2) -イ 外来種対策の推進 1- (2) -ウ 地域住民と協力した取組の推進
重点施策 1-2	サンゴ礁生態系の保全・再生
取組	<p>沖縄の海を特徴づけるサンゴ礁生態系は、サンゴの白化現象やオニヒトデの大量発生、陸域からの赤土の影響などにより大きな影響を受け、生物多様性の危機が顕在化しています。</p> <p>そのため、陸域と海域が一体となった「総合沿岸管理計画」を策定し、関係者が連携してサンゴ礁の保全再生に取り組むとともに、オニヒトデの大量発生メカニズムを明らかにし、抜本的な対策を講じます。</p> <p>また、「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」に基づいて、計画的な調査、流出防止対策などを進めるとともに、面的な広がりのあるサンゴ群集の再生を実証します。</p> <p>さらに、漁業者やダイビング事業者などの様々な主体が実施しているサンゴ礁保全活動を支援します。</p>
担当課	自然保護課、環境政策課、水産課、環境保全課、営農支援課、村づくり計画課、農地水利課
関連する施策ごとの事業・取組	2- (2) -ア 「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」の策定 2- (2) -イ 地域住民による流出防止 2- (2) -ウ 流出対策の強化・支援、既存対策施設の適切な維持管理 2- (2) -エ 流出防止技術の調査・研究 2- (5) -ア サンゴ礁の保全・再生 2- (5) -ウ 再生に向けた技術の調査研究 5- (1) -ア 企業、生産者、団体などによる活動の促進・支援

重点施策 1-3	環境共生型観光地の形成
取組	<p>沖縄の豊かな自然環境を活かした観光産業が今後も持続的に発展していくためには、環境への負荷を低減し、自然資源の保全に責任を持って取り組む自然と共生する観光産業を推進する必要があります。</p> <p>そのため、自然環境の保全に配慮した環境共生型観光地づくりやエコツーリズムを推進するとともに、沖縄の自然に育まれた文化資源を活用した観光を推進します。</p>
担当課	観光振興課、自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	3- (2) -ア 環境共生型観光地づくりの推進

重点施策 1-4	「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」の設置
取組	<p>生物多様性の認知度を高め、保全に向けた取組を進めるためには、県民や来訪者に沖縄の生物多様性に関する理解を深め、生物多様性の保全活動を育て、このような取組を行う様々な主体を繋げるネットワーク型の拠点が必要です。</p> <p>そのため、以下の機能を有する「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」を設置します。</p> <p><u>①情報の収集・発信</u>      &lt;主な取組&gt;      ・HP、機関誌、多様なメディアを活用した情報発信      ・情報を収集整理、データベース化し、提供      ・市町村、博物館、学校での移動企画展などの開催      など</p> <p><u>②活動及び人材育成を支援する機能</u>      &lt;主な取組&gt;      ・地域で行われている活動の発展支援      ・講習会や先進地視察による専門人材育成      ・学校、児童館などへの出前授業による学習機会の拡大      ・旅行プログラムでの自然教室の拡大      ・上記活動の相談対応      など</p> <p><u>③ネットワークを構築する機能</u>      &lt;主な取組&gt;      ・企業 CSR（社会的責任：Corporate Social Responsibility）とのマッチングによる企業がスポンサーとなった活動の育成      ・ビジネスとして成立する可能性のある学習会や体験型活動の育成</p>
担当課	自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	4- (1) -エ 「沖縄県生物多様性プラザ（仮称）」の設置

## 2 圏域別の重点施策

### (1) 沖縄島北部圏域

沖縄島北部圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (1) -1	ゾーニングによる自然との共生
取組	<p>生物多様性が豊かなやんばる地域では、古くから林業が営まれている地域もあり、自然環境の保全と持続可能な利用をバランスよく推進していく必要があります。</p> <p>そのため、自然環境を保全すべき区域と利用する区域にゾーニングするなど、保全と利用が両立する森林保全のあり方を関係者と連携し検討するとともに、持続可能な循環型林業・林産業と環境調和型自然体験活動が組み合わさった「やんばる型林業」の展開を目指します。</p>
担当課	自然保護課、観光振興課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (2) -イ 外来種対策の推進</p> <p>1- (2) -ウ 地域住民と協力した取組の推進</p> <p>3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全</p> <p>3- (2) -ア 環境共生型観光地づくりの推進</p>

重点施策 2- (1) -2	希少種の保護
取組	<p>希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、世界や日本の中でも北部圏域にのみ生息・生育している種がいることを意識し、保護を図っていく必要があります。</p> <p>そのため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定し、地域と連携した希少生物の保護を図るとともに、天然記念物の保護を推進します。</p> <p>また、小動物に配慮した横断ボックス設置などによるロードキル対策を行うとともに、希少種の脅威となる外来種の防除対策を行います。</p>
担当課	自然保護課、道路街路課、道路管理課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (3) -イ 希少種の保護</p> <p>1- (3) -ウ 外来種対策の推進</p> <p>1- (3) -エ 天然記念物の保護及び普及啓発</p>

重点施策 2- (1) -3	多自然川づくりの推進（生物多様性に配慮した河川改修）
取組	<p>沖縄島北部圏域の河川は、これまでダム建設や防災対策としての河川改修が行われ、生物の生息・生育地の縮小、消失及び移動経路が分断されていることから、緩和・再生される必要があります。</p> <p>そのため、河川全体の自然環境、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育、繁殖環境及び多様な河川環境を保全・再生・創出する「多自然川づくり」による河川管理を行います。</p>
担当課	河川課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>2- (1) -ウ 河川環境の保全・再生</p> <p>2- (3) -ア 野生生物の生息環境に配慮した工法の採用</p>

## (2) 沖縄島中南部圏域

沖縄島中南部圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (2) -1	都市における緑の創出（緑の回廊の創出）
取組	<p>沖縄島中南部圏域においては、戦後、急速に都市化が進んだことから、緑地は限られた場所にしか残されていません。</p> <p>そのため、残された緑地の保全を図るとともに、生物多様性が豊かな都市公園や緑地の計画的な整備を推進するとともに、道路の緑化に取り組むことで、緑の回廊の創出を図ります。</p> <p>また、県民一体となった緑化の推進に向け、「沖縄県全島緑化県民運動」を展開します。</p>
担当課	道路街路課、都市計画モノレール課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	2- (1) -工 緑地の保護・保全・再生・創出 3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全
重点施策 2- (2) -2	干潟の保全及び機能の回復
取組	<p>都市地域に残されている干潟は、市民に憩いの場を提供するとともに、多様な生物が生息・生育する空間となっていることから、その保全を図るとともに、機能の回復を図る必要があります。</p> <p>そのため、鳥獣保護区などの保全区域の拡充を図るとともに、干潟に流入する水質の改善を図ります。</p>
担当課	自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	1- (1) -ア 生態系を保全する区域の拡大 2- (5) -イ 干潟など水辺環境の保全・再生
重点施策 2- (2) -3	多自然川づくりの推進（生物多様性に配慮した河川改修）
取組	<p>沖縄島中南部圏域の河川では、これまで治水機能を重視したコンクリート三面張りによる河川整備などにより、生物の生息・生育環境が減少しています。</p> <p>そのため、河川全体の自然環境、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育、繁殖環境及び多様な河川環境を保全・再生・創出する「多自然川づくり」による河川管理を行います。</p>
担当課	河川課
関連する施策ごとの事業・取組	2- (1) -ウ 河川環境の保全・再生 2- (3) -ア 野生生物の生息環境に配慮した工法の採用

### (3) 沖縄島周辺離島圏域

沖縄島周辺離島圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (3) -1	自然と共生する農業の推進
取組	<p>それぞれの島には、農用地（水田・畑）やその周辺の森林・陸上とそこに生息・生育するその他の動植物からなる農地生態系があり、生物多様性を維持する上からも周辺林を含めて多様な環境要素を保全する必要があります。</p> <p>そのため、環境に配慮した病害虫対策の推進、赤土等流出対策に努めるほか、土づくりと環境保全型農業の推進及び家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進に取り組みます。</p> <p>また、地域の特色ある歴史的・自然的な農村景観等の保全整備により都市と農村の交流を図ります。</p>
担当課	営農支援課、村づくり計画課、農地水利課
関連する施策ごとの事業・取組	3- (1) -ア 環境と調和する農業の推進
重点施策 2- (3) -2	防風林や包護林の維持・拡大
取組	<p>過酷な気象条件から島の農業と生活を守っている防風林や幕（はぐ）林は、島の固有種の生息場所にもなっています。</p> <p>そのため、防風林や包護林を今後も維持し、拡大します。</p>
担当課	森林緑地課、村づくり計画課、農村整備課、農地水利課、糖業農産課
関連する施策ごとの事業・取組	3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全
重点施策 2- (3) -3	希少種の保護
取組	<p>希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、世界や日本の中でも、その島にのみ生息・生育している種がいることを意識し、保護を図っていく必要があります。</p> <p>そのため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定し、地域と連携した希少種の保護を図るとともに、天然記念物の保護を推進します。</p> <p>また、自然環境保全地域や特定植物群落を周知し保全を図るとともに、市町村、農業関係者、狩猟団体らと連携して希少種の脅威となる外来種の防除対策を行います。</p>
担当課	自然保護課
関連する施策ごとの事業・取組	<p>1- (2) -ア 保護担保措置の拡充</p> <p>1- (3) -イ 希少種の保護</p> <p>1- (3) -ウ 外来種対策の推進</p> <p>1- (3) -エ 天然記念物の保護及び普及啓発</p>

#### (4) 宮古圏域

宮古圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点施策として、優先的に進めます。

<b>重点施策 2- (4) -1</b>	<b>資源循環型社会の構築</b>
取組	<p>宮古圏域では、環境への負荷を低減した自然循環型社会システム構築による「エコアイランド」を目指しています。</p> <p>そのため、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域の実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。</p> <p>また、公共下水道、集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及等を図るとともに、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進し、資源循環型社会の形成を図ります。</p>
担当課	環境整備課、下水道課、村づくり計画課、農村整備課、漁港漁場課、地域離島課
関連する施策ごとの事業・取組	4- (3) -イ 生物多様性保全に関する普及啓発
<b>重点施策 2- (4) -2</b>	<b>地下水の保全（森林の保全も含め）</b>
取組	<p>宮古島は、水資源のほとんどを地下水や湧水に依存しているため、その保全を図っていく必要があります。</p> <p>地下水の確保を図るとともに地下水を清浄に保つため、水源かん養林や防風林、御嶽林等の維持・拡大を図ります。</p> <p>また、地下水の現状把握のためのモニタリングを実施するとともに、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進します。</p>
担当課	環境保全課、環境整備課、下水道課、村づくり計画課、農村整備課、漁港漁場課、地域離島課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	2- (1) -イ 水質汚濁防止対策の推進 3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全
<b>重点施策 2- (4) -3</b>	<b>自然と共生する農業の推進</b>
取組	<p>宮古島では農用地の占める割合が高く、農業生態系の機能を維持する上でも、周辺林を含めた生物多様性を保全する必要があります。</p> <p>そのため、環境に配慮した病害虫対策の推進、赤土等流出対策に努めるほか、土づくりと環境保全型農業の推進及び家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進に取り組みます。</p> <p>また、宮古島は、水源を地下水に依存していることから、化学肥料や農薬の適正使用を促すとともに、化学肥料や農薬の使用を一定以上削減するなど地下ダム貯留水の水質保全に配慮した農業に取り組みます。</p>
担当課	営農支援課、森林緑地課、村づくり計画課、農地水利課
関連する施策ごとの事業・取組	3- (1) -ア 環境と調和する農業の推進 3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全

## (5) 八重山圏域

八重山圏域における生物多様性の現状と課題を踏まえ、以下の2つを重点施策として、優先的に進めます。

重点施策 2- (5) -1	希少種の保護
取組	<p>希少種については、これらの種が生態系を構成する要素の欠かせない一員であり、世界や日本の中でも八重山圏域にのみ生息・生育している種がいることを意識し、保護を図っていく必要があります。</p> <p>そのため、「沖縄県希少野生動植物保護条例（仮称）」を制定し、地域と連携した希少種の保護を図るとともに、天然記念物の保護を推進します。</p> <p>また、希少種の脅威となる外来種の防除対策や小動物に配慮した横断ボックスの設置などによるロードキル対策を行います。</p>
担当課	自然保護課、道路街路課、道路管理課
関連する施策ごとの事業・取組	1- (2) -ア 保護担保措置の拡充 1- (3) -イ 希少種の保護 1- (3) -ウ 外来種対策の推進 1- (3) -エ 天然記念物の保護及び普及啓発
重点施策 2- (5) -2	自然と共生する農業の推進
取組	<p>八重山圏域は農用地（水田・畑）やその周辺の森林・陸上とそこに生息・生育するその他の動植物からなる農地生態系があり、生物多様性を維持する上からも周辺林を含めて多様な環境要素を保全する必要があります。</p> <p>そのため、特殊病害虫等の根絶と侵入防止に取り組むとともに、環境に配慮した病害虫対策の推進、赤土等流出対策に努めるほか、土づくりと環境保全型農業の推進及び家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進に取り組みます。</p> <p>特に、八重山海域は、沖縄県全域のなかでも最もサンゴ被度が高い海域であることから、農地生態系が流域を通して沿岸・海洋生態系と繋がりがあことを認識し、農地からの赤土流出防止対策を推進します。</p>
担当課	営農支援課、森林緑地課
関連する施策ごとの事業・取組	3- (1) -ア 環境と調和する農業の推進 3- (1) -ウ 森林・林業・緑化における生物多様性の保全

